

## 特別研修

### 月例研究会 議事録 ( 10 月 )

2008 年度第 4 回

<b>報告題名</b> 食品偽装表示防止についての研究～JAS法と景表法を中心に～	
<b>報告者</b> 澁谷 樹	<b>日時</b> 10月30日 15時から17時
<b>(所属分野)</b> 経営情報学分野	<b>場所</b> 第8講義室
<b>座長</b> 八木	<b>議事録担当者</b> 飯塚
<b>出席者</b> 長谷部, 木谷, 米倉, 川島, 伊藤, 齋藤, 澁谷, 水澤, 小山田, 張, 池田, 飯塚, 高嶋, 田口, デッフイ, 村松, スチン, ソ, 八木, 柳瀬, 島崎, 野村	
<b>報告要旨</b> 本研究は、独占禁止法（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律）研究の一部である。 独占禁止法は、公正かつ自由な競争を促進し、事業者が自主的な判断で自由に活動できるようにすることを目的とする。その独占禁止法の特別法として、不当表示など一般消費者を不当に誘引する行為を規制する「景品表示法」（不当景品類及び不当表示防止法）がある。景品表示法は、不当表示や過大な景品類の提供を厳しく規制し、公正な競争を確保することにより、消費者が適正に商品・サービスを選択できる環境を守ることを主眼とする。いわゆる表示に関する一般法といえる。 一方、表示に関して食品分野に限った特別法の一つとして、JAS法がある。 JAS法は、適正かつ合理的な農林物資の規格を制定し、これを普及させることによって、農林物資の品質の改善、生産の合理化、取引の単純公正化及び使用又は消費の合理化を図るとともに、農林物資の品質に関する適正な表示を行なわせることによって一般消費者の選択に資することを目的とする。  食品偽装表示が騒がれている昨今、偽装表示防止のため、JAS法における罰則規定の強化（直罰規定の導入等）が叫ばれている。本報告では、食品表示に関係する法律の枠組みを分析し、次の点を明らかにする。 ①・JAS法の罰則を強化しても、偽装表示を防止する効果は向上しないこと。 ②・規制強化よりも、むしろJAS法から罰則部分を撤廃した方が社会的厚生は増大すること。 ③・併せて効果的な規制方策を提案する。	

## 質疑・応答

八木：情報の非対称が問題になっているというが、食品の偽装に関してはトレーサビリティなどのようにオープンになってきているように思う。情報の非対称性というのは現状として問題になっているのか、どんな問題があるのか。

澁谷：偽装の根幹は何かというとやはり情報の非対称性である。なぜ偽装をするかということ、消費者にはわからないからである。例えば、中国から持ってきたものを国産にすると中国産とするよりも高く売れる。事業者は知っているけれど、消費者にはわからない。これが情報の非対称であり、偽装の根幹である。

トレーサビリティをやろうとしても、一番情報を持っている事業者がトレーサビリティのはじまる前に偽装をしてしまうとトレーサビリティの効果は全くなくなる。規制を強めたところでより偽装が巧妙になるだけである。

八木：現状の規制では不足ということか。

澁谷：現状の規制は十分である。問題は JAS 法など表示に関する様々な法律が絡み合っていることだ。真面目な事業者であっても、ミスにより法を犯すこともある。うっかりからのミスであっても消費者からは許されなく、自主回収などのコストを要する。たいしたことでもなくても違反となるので、みな過剰反応して回収騒ぎになる。JAS 法制度の罰則・規制をなくせば、そういったことはなくなる。JAS 法の罰則はなくとも、不正な表示を罰することは出来る。

また、現在は JAS 法に過剰に反応している。規制する側もよく理解していないのではないだろうか。JAS 法の品質表示基準の罰則部分は混乱を生むだけなのでなくしたほうがいい。

田口：事業者は偽装をする際に、偽装を実行して得られる利益と摘発されたときの不利益とを比較考量して行われていると聞いていたが、実際には摘発されて倒産している事業者が多いように、そこまで考えている人はそれほどいないのではないだろうかと思う。どの程度の人が、考量したうえで偽装を行ったという数値的な裏づけはあるのか。

2 点目として、食品表示モニターの 3 倍増員により国の農政事務所職員 2000 人分を補うことが出来るというが、具体的に食品表示モニターの人がどの程度働いてそれが 3 倍増えるとどうなるのか、そのときに農政事務所の 2000 人がモニターとして従事している時間が例えば何時間あるなどといった数値的な根拠はなにかあるのか。

澁谷：偽装の実行についてだが、大型の事件については警察が摘発している。刑事事件になったものは統計的に見れば意図的にやったものであると思われる。ミスをしたケースでは今の制度で言えば指導・改善命令で済んでいる。意図的なものは不正競争防止法により犯罪として摘発されている。食品表示モニターは現状の制度では、通常の購買行動の中で違反を発見した場合報告をせよということになっているので、実質活動している時間は 30 分程度だと思われる。公務員は仕事をしてもしなくても給料に変化があるわけではないから、農政事務所のチェックは摘発インセンティブがない。また一部の見解では農政事務所の職員は能力がかなり低いということも言われている。実質活動している時間は 30 分程度だとしても、食品表示モニターに摘発インセンティブを与えれば両者の能力は同等になるのではないかと考えている。

田口：指導を受けたということは利益不利益を比較考量していないという言い方をしており、摘発をされた部分だけを考えるとすべて比較考量したということになる。摘発を受けた事例は果たしてすべての事業者が比較考量をしているわけではないと思う。摘発によって潰れるということまで考えていないのではないか。

澁谷：現在の状況を見ると、事業者が潰れるリスクを全く考えていないとは思えない。経営者は企業を経営するにあたりあらゆる意思決定をするときにリスクとベネフィットを考えているはずだ。表示偽装に関してのみ、摘発によって潰れるということまで考えていないということはある得ない。潰れるリスクを考えながらも、偽装が見つかる可能性が低いと見てやっているのだろう。

木谷：情報の非対称があるから物が売れる。情報の非対称はなくしてはならない。また、そもそもなくなるのではないのか。

澁谷：犯罪にかかる部分だけをなくす必要がある。

木谷：自分しかもっていない情報があるなら、それを犯罪に結びつけることは出来るはずだ。常にイタチごっこになるだろう。

またもう一点として、社会的コストを考えるときに、行政のことではなく消費者のほうを考えるのが普通ではないか。この場合で社会的コストという言葉は不適切ではないか。

澁谷：規制コストといったほうが適切かもしれない。